

# 請願文書表

令和6年第1回神奈川県議会定例会

令和6年2月27日

請願番号	14	受理年月日	6 . 2 . 22
件名	市民に負担が重たくなる県営水道の料金値上げは、やめるよう求める請願		
請願者		紹介議員	
横浜市中区桜木町3丁目9-1 新日本婦人の会神奈川県本部 会長 田中由美子		大山 奈々子 木佐木 忠 晶	
<p><b>【請願理由】</b></p> <p>県営水道料金について、本年2月の議会で、これまでの用途別（家事用、業務用）の料金体系から口径に応じた料金体系に変更する提案がされることを知りました。平均改定率は22%とありますが、これが決定されれば、一般家庭の水道料金はどのケースでも25%以上の大幅値上げとなります。また、生活保護世帯や非課税世帯などの低所得世帯も値上げになるとのことです。</p> <p>すでに物価高騰で生活が厳しくなっている私たち市民にとって、いま県営水道料金が値上げされることは、いのちにかかわる問題になります。物価高騰の経済支援として水道料金の減免を実施する自治体がふえているなか、神奈川県が家計への負担割合が重くなる料金改定をすることは逆行です。</p> <p>以上の理由から、以下の請願を行うものです。</p> <p><b>【請願の要旨】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この物価高騰のなか、単身者や子育て世代、高齢者など、県民にこれ以上家計費負担がふえたり、生活保護世帯など収入の低い人に負担が重くのしかかったりするような料金改定をやめてください。</li> <li>生活保護世帯への減免制度を復活させ、非課税世帯へ減免制度をつくってください。</li> <li>水道施設や管路の耐震化などは、県民の負担を増やすことで解決するのではなく、補助金などを上げるよう、国に要望してください。また、国の補助が来るまでは、県として一般会計からも繰入をしてください。</li> </ol>			

請願番号	15	受理年月日	6. 2. 22
件名	アダルトビデオ被害防止のために国に対する意見書提出を求める請願		
請願者	紹介議員		
川崎市川崎区砂金1丁目10-2 ソアオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所内 性差別・性被害をなくす神奈川の会 共同代表 川口彩子 外1人	井坂新哉 大山奈々子		
<p>1 請願の趣旨 AVにより生じている人権侵害に歯止めをかけるため、以下の項目に沿った包括的ポルノ被害防止法の制定を求める意見書を国に提出すること。</p> <p>① 制作段階においては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の性交を禁止すること</li> <li>・生命・身体に重大な危険を及ぼす行為（現実に行われた場合、生命を危険にさらすあるいは重大な障害を及ぼすような行為）を禁止すること</li> <li>・心身の安全・健康に悪影響を及ぼす行為を禁止すること</li> </ul> <p>② 流通段階においては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出演者の権利侵害を伴うAVについては、販売差し止め、ネットからの削除義務を課すこと</li> </ul> <p>③ 消費段階においては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AV視聴及び模倣行為の強要に対しては、強要罪、強制的性交・強制的わいせつ罪に当たるとを明記すること</li> <li>・特定のAV視聴後に、AV内で行われていた社会的に許容しがたい特殊な性行為や虐待行為を強要された場合、AVメーカーの「製造物責任」を問える内容とすること</li> </ul> <p>2 請願の理由 アダルトビデオ（以下AV）の制作は、それ自体は児童ポルノを例外として合法とされている。しかしながら、今日ではほぼすべての制作において実際に性交が行われており、その実態は性の売買春であり、性の搾取が行われている。</p> <p>AVに伴う被害は、深刻な状況にある。 制作段階においては、出演者に対し脅かしや騙しにより、AVへの出演や演技を強制される被害、また過激さを求めるあまり危険な行為を強いられる被害が生じている。その後もその「作品」が存在することにより、被害者が受け続ける恐怖心も看過できない。 消費段階においては、AVが頒布されることにより、職場・家庭・その他の場においてAVの視聴や模倣行為を強要される被害が生じている。 さらには、AVが流通し社会に蔓延することにより、女性の地位が低下し、女性差別が強化されるといった影響や、女性の性的商品化という社会的影響が生じている。</p> <p>ちなみに、神奈川県内の不同意わいせつの発生状況は、神奈川県警発表で2021年305件、2022年338件、2023年377件と増加を続けている。</p> <p>そもそも性売買は、売春防止法で禁止されている。 AV撮影時、出演女性は「対償」を得て、メーカーがあてがう「不特定の相手方」と性交しなければならず、売春防止法が禁止する「売春」に該当し得る。 AVメーカーやプロダクションは、「演技」とすることにより売春防止法違反を回避しようとしているが、実態からいえば法違反を免れない。 一方、2022年に「AV出演被害防止・救済法」において契約の厳格化が図られたが、問題解決には至っていない。2024年6月の法の見直しにむけ、女性の人権侵害に歯止めをかけていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

請願番号	16	受理年月日	6 . 2 . 22
件名	女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める請願		
請願者	紹介議員		
川崎市多摩区登戸3398番地の1 大樹生命登戸ビル 川崎北合同法律事務所内 女性差別撤廃条約実現アクション神奈川 代表 湯山 薫	井坂 新哉  大山 奈々子		
<p>1 請願の要旨 神奈川県議会において、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を採択し、国会および政府に提出すること。</p> <p>2 請願の理由 女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された付属の条約です。今年、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されてから25年目に当たります。 私たち「女性差別撤廃条約実現アクション神奈川」は県内の女性たちが参加して発足したネットワークです。女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を実現するために活動しています。 現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准していますが、日本は批准していません。選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続きを定めています。個人通報制度は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる手続きです。 調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度です。 日本における男女平等の実現は、いまだ途上にあります。各国の男女平等度を示す2023年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中125位です。日本は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と規定しています。SDGsの17の目標の第5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっています。 日本においては国連総会で設立を促す決議がされている国内（人権）機関が存在せず、大学医学部入試の女性受験生への差別や、政治の分野での女性の参加、男女間の賃金格差など日本における男女差別の是正に向けて、さらに改革のスピードを進めることが期待されています。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。 現在、全国では212自治体で意見書の採択がされています（県内では中井町と座間市、横須賀市、別途川崎市で採択）。 神奈川県議会におかれましては、国会および政府に早期批准を求める意見書を採択されますよう切にお願いします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			